



2026年2月

新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

<u>1</u>	2026年2月12日付け、財務省発行のソフトウェア開発プロジェクトの事業期間延長に係る法人税（CIT）優遇措置の適用判定に関するオフィシャルレター第1067/CT-CS号	CIT
<u>2</u>	2026年2月13日付け、ドンナイ省税務局発行の労働者に対する5,000,000ドン以上の賃金を現金で支払う場合の取扱いに関するオフィシャルレター第2864/DON-QLDN1号	CIT
<u>3</u>	2026年2月4日付け、財務省発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第845/CT-CS号	VAT
<u>4</u>	2026年2月5日付け、財務省発行の国内から保税倉庫へ搬入される貨物に対する付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第873/CT-CS号	VAT
<u>5</u>	2026年2月12日付け、財務省発行の号付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第1052/CT-CS号	VAT
<u>6</u>	2026年1月30日付け、財務省 会計・監査管理監督局発行の2025年の年次財務諸表の合算に関するオフィシャルレター第152/QLKT-DN号	OTH

内容

<u>7</u>	2026年2月12日付け、財務省発行のインボイスに関するオフィシャルレター第1061/CT-CS号	INV
<u>8</u>	2026年2月5日付け、税務局発行の電子インボイスおよび電子領収書の使用に関するオフィシャルレター第1147/CT-CS号	INV

新情報 2026年2月

1 ソフトウェア開発プロジェクトの事業期間延長に係る法人税（CIT）優遇措置

2026年2月12日付け、財務省発行のソフトウェア開発プロジェクトの事業期間延長に係る法人税（CIT）優遇措置の適用判定に関するオフィシャルレター第1067/CT-CS号

法令の規定に基づき、企業の新規投資プロジェクトが投資優遇分野の要件を満たす場合には、初回の投資登録証明書に記載された優遇期間（5年間）について法人税の優遇措置を享受することができる。一方、変更後の投資登録証明書に基づき延長された事業期間については、当該延長期間に対して法人税の優遇措置は適用されないものとする。

2 法人税計算上、損金算入が認められるための条件

2026年2月13日付け、ドンナイ省税務局発行の労働者に対する5,000,000ドン以上の賃金を現金で支払う場合の取扱いに関するオフィシャルレター第2864/DON-QLDN1号

企業が労働者に対して支払う賃金・給与について、政令第320/2025/NĐ-CP号第9条1項の条件を満たし、かつ同政令第10条8項に規定する損金不算入項目に該当しない場合には、当該賃金・給与の支払額は、当期の法人税（CIT）計算上、損金算入が認められる。

ただし、政令第320/2025/NĐ-CP号の施行日（2025年12月15日）以降、1回あたり5,000,000ドン以上の賃金・給与を労働者に支払う場合には、損金算入を認められるためには、非現金決済による支払証憑を備えている必要がある。

なお、非現金決済証憑の判定については、2025年7月1日付け政令第181/2025/NĐ-CP号第26条（付加価値税法の一部条項の施行細則を定める政令）の規定に従って判断される。

3 投資プロジェクトに係る仕入税の還付

2026年2月4日付け、財務省発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第845/CT-CS号

企業が付加価値税法の規定に基づく投資プロジェクトに係る仕入税額控除および還付の要件を満たし、かつ税務管理法の規定に従った投資プロジェクトに係る税還付申請書類を提出している場合には、当該投資プロジェクトに対する付加価値税の還付が検討されるものとする。

4 国内から保税倉庫へ搬入される貨物に対する付加価値税率を適用

2026年2月5日付け、財務省発行の国内から保税倉庫へ搬入される貨物に対する付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第873/CT-CS号

規定に基づき、輸出貨物に対して付加価値税率0%を適用するための条件は、当該貨物がベトナムから外国の組織または個人へ販売され、かつベトナム国外において消費されることを満たさなければならない。

国内企業が外国商人と売買契約を締結し、保税倉庫において貨物を引き渡す場合であっても、当該貨物がベトナム国外において消費される条件が確定していない場合には、規定に基づき付加価値税率0%を適用する根拠はない。

また、国内企業が外国商人と売買契約を締結し、第三者であるベトナム企業を指定して保税倉庫を経由して引き渡す場合については、財務省はオフィシャルレター第1872/BTC-CT号において見解を示している。

5 投資段階において形成される固定資産に係る付加価値税（VAT）の仕入税額

2026年2月12日付け、財務省発行の号付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第1052/CT-CS号

企業が複数段階にわたる投資プロジェクトを実施し、原料生乳の販売を行わない低温殺菌生乳製品の生産・事業計画を有し、かつ乳牛の飼育による原料生乳の取得から低温殺菌生乳製品への加工・販売に至るまでの一貫した生産体制（なお、低温殺菌生乳製品の加工を外部委託する場合を含む。）を構築し、会計を集中管理している場合において、付加価値税の課税対象外製品を用いて課税対象商品を生産する場合には、当該投資段階において固定資産を形成するための仕入れに係る付加価値税額は、全額控除することができる。

6 2025年の年次財務諸表の合算に関する規定

2026年1月30日付け、財務省 会計・監査管理監督局発行の2025年の年次財務諸表の合算に関するオフィシャルレター第152/QLKT-DN号

2026年1月1日以降に開始する会計年度については、企業は通達第99号に基づく会計制度を適用しなければならない。なお、通達第99号は2026年1月1日から施行されるものであり、2026年1月1日以前に同通達を適用できる旨の規定はない。

2025年11月14日に設立された企業については、2025年11月14日から通達第99号を適用する根拠はない。したがって、当該企業は、2025年11月14日から2025年12月31日までに開始する会計期間については、2014年12月22日付け財務省通達第200/2014/TT-BTC号（企業会計制度の指導）に基づく会計制度を適用し、2026年1月1日から2026年12月31日までの会計年度については、通達第99号を適用するものとする。

7 誤りのあるインボイスに関する規定

2026年2月12日付け、財務省発行のインボイスに関するオフィシャルレター第1061/CT-CS号

法令の規定に基づき、原則として、納税者が税務機関に提出済みの税務申告書類に誤りまたは不備を発見した場合には、当該誤りのある課税期間に係る申告書の提出期限の翌日から起算して10年以内であって、かつ税務機関または権限を有する機関が税務調査・税務検査の決定を公表する前、または当該誤りが当該税務調査・税務検査決定に記載された調査・検査の範囲および期間に属さない場合に限り、修正申告を行うことができるものとする。

税務調査・税務検査の対象範囲に属する内容については、納税者は税法および監査・調査関連法令の規定に従い説明資料を追加提出することができ、また、納税義務の確定内容に関連する所管専門機関の結論または規定に基づき対応するものとする。

8 電子インボイスおよび電子領収書の使用に関する規定

2026年2月5日付け、税務局発行の電子インボイスおよび電子領収書の使用に関するオフィシャルレター
第1147/CT-CS号

1. 道路使用サービス料金徴収活動に係る電子インボイスの発行について

- 道路使用サービス料金の徴収サービス提供者は、車両が料金所を通過する時点において、2020年10月19日付け政令第123/2020/ND-CP号第9条4項o号の規定に基づき、電子インボイスを発行する
- 定期的に、料金徴収サービス提供者と投資家との間において実施される料金収入データの照合結果に基づき、投資家は電子インボイスを発行するものとし、遅くともサービス提供が発生した月の翌月7日までに発行しなければなりません（2025年3月20日付け政令第70/2025/ND-CP号第1条6項b号の規定による）。

8 電子インボイスおよび電子領収書の使用に関する規定

2026年2月5日付け、税務局発行の電子インボイスおよび電子領収書の使用に関するオフィシャルレター
第1147/CT-CS号

2. 道路使用料金徴収活動に係る電子領収書の委任発行について

a. 委任電子領収書の発行について

- 道路管理区域（国から道路の直接管理を委ねられ、高速道路交通インフラ資産を直接運営する組織）が、料金および手数料に関する法令に基づく道路使用料金徴収機関として、当事者間の契約により第三者に料金領収書の発行を委任する場合、双方は委任文書を作成しなければならない。委任者および受任者は、電子領収書の使用登録時に、2025年3月20日付け政令第70/2025/ND-CP号第1条19項の規定に基づき、税務機関へ通知しなければならない。
- 委任文書には、委任領収書に関する情報（受任者、委任目的、委任期間）を完全に記載する必要がある。

8 電子インボイスおよび電子領収書の使用に関する規定

2026年2月5日付け、税務局発行の電子インボイスおよび電子領収書の使用に関するオフィシャルレター
第1147/CT-CS号

- 委任者は、締結済みの委任文書の内容に基づき、委任領収書の情報、委任目的および委任期間を明記した委任通知を作成し、料金徴収場所および受任組織において掲示しなければならない。
- 発行される委任領収書には、委任者である料金・手数料徴収機関の名称および受任者の名称を表示しなければならない。

b. 電子領収書の記載内容

- 領収書の記載内容は、2020年10月19日付け政令第123/2020/NĐ-CP号第32条2項（2025年3月20日付け政令第70/2025/NĐ-CP号第1条18項により改正・補足）の規定に従って実施する。
- 必須記載事項のほか、料金・手数料徴収機関は、追加情報（車両番号、料金所名、通過時刻等）を付加することができる。

8 電子インボイスおよび電子領収書の使用に関する規定

2026年2月5日付け、税務局発行の電子インボイスおよび電子領収書の使用に関するオフィシャルレター
第1147/CT-CS号

c. 電子領収書の発行時点について

道路使用料金徴収機関は、2020年10月19日付け政令第123/2020/NĐ-CP号第31条（2025年3月20日付け政令第70/2025/NĐ-CP号第1条17項により改正・補足）の規定に基づき、料金徴収時点において車両所有者に対し電子領収書を発行する。

d. 報告書の提出について

税金、料金および手数料の徴収機関は、2025年3月20日付け政令第70/2025/NĐ-CP号第1条22項の規定に基づき、料金・手数料申告書の提出期限と同時に、領収書使用状況報告書を提出する。



2026年2月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | Fax: +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

